

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

課所名・担当名	長寿あんしん課介護保険担当
担当者名	島津 結実

<注>表を結合しないでください。

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成してください

保険者名	貴自治体において第8期介護保険事業計画に記載している内容						令和5年度(年度末実績)				公表の状況	
	項目名	細目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第8期計画における「取組」	「目標」(事業内容、指標等)	中間見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策	実施状況	公表の方法
和光市	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者の健康状態の向上	【現状(令和元年度)】 健康状態が「とてもよい」「まあよい」とする高齢者の割合：82.8% 現在治療中または後遺症のある病気が「ない」とする高齢者の割合：20.4% 主観的幸福感(10点満点)が8点以上と答えた高齢者の割合：44.8% 過去1年に健診(特定健診・がん検診等)を受けたと回答した高齢者の割合：68.7%	介護予防拠点等において、健康相談に積極的に応じることに加えて、「和光市高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施に関する方針」に基づき、高齢者の健康づくりから重症化予防まで、保険事業の取組と連携する。	【目標】(令和5年度) 健康状態が「とてもよい」「まあよい」とする高齢者の割合：85% 現在治療中または後遺症のある病気が「ない」とする高齢者の割合：22% 主観的幸福感(10点満点)が8点以上と答えた高齢者の割合：50% 過去1年に健診(特定健診・がん検診等)を受けたと回答した高齢者の割合：70%	なし	(令和5年度) 和光市日常生活圏域ニーズ調査結果報告書より 健康状態が「とてもよい」「まあよい」とする高齢者の割合：82.1% 現在治療中または後遺症のある病気が「ない」とする高齢者の割合：20.1% 主観的幸福感(10点満点)が8点以上と答えた高齢者の割合：44.4% 過去1年に健診(特定健診・がん検診等)を受けたと回答した高齢者の割合：68.0%	△	令和元年度と比較すると令和5年度はすべての項目において割合がわずかに(1%未満)減少し、目標を達成することができなかった。要因としては、第8期計画期間中は新型コロナウイルスの感染防止の観点から通いの場等の中止・縮小を行ったことにより、高齢者の健康状態の向上や社会参加のための取組を十分に行うことができなかったことが挙げられる。	健康状態が「とてもよい」「まあよい」とする高齢者の割合を増加させることが課題となる。そのためにフレイル予防・介護予防の取組に重点を置き、介護予防・日常生活支援総合事業で心身機能の改善と生きがいや自己実現のための取組を推進する。新型コロナウイルス感染症の流行により低下した通いの場等への参加率を向上させることも課題となる。縮小した事業については規模を元に戻し、地域包括支援センターや事業所に周知を行う。	実施	HPIに公開済み
和光市	①自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防事業への参加促進	【現状(令和元年度)】 サロンなど介護予防のための通いの場に通う高齢者の割合：2.8% 介護予防・日常生活支援総合事業を利用する高齢者の割合：1.1%	介護予防・日常生活支援総合事業等により、一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業を推進する。	【目標】(令和5年度) サロンなど介護予防のための通いの場に通う高齢者の割合：8% 介護予防・日常生活支援総合事業を利用する高齢者の割合：2%	なし	(令和5年度) ①サロンなど介護予防のための通いの場に通う高齢者の割合：2.3% ②介護予防・日常生活支援総合事業を利用する高齢者の割合：3.0%	△	①令和5年度の目標値は、国がコロナ流行前に示した目標値を設定しており、かつ、趣味活動等の全ての団体への参加を含むものである一方、市の実績値は介護予防に特化した市の事業への参加のみを抽出しているため、当初の目標値から乖離するものである。 ②増加した要因には要支援者の増加が挙げられ、介護予防のために対象者の多くの市民に参加していただいている。	①通いの場の周知を継続するとともに、保険者が委託運営する通いの場だけでなく市民主体の通いの場の機能強化や介護予防拠点との連携に引き続き取り組む。 ②さらなる要支援認定者や後期高齢者数の増加に伴い受け皿の調整や多くの市民にとって参加しやすい事業への取り組みを検討する。	実施	HPIに公開済み
和光市	①自立支援・介護予防・重度化防止	各地域包括支援センターによるケアマネジメント効果	各地域包括支援センターが作成する介護予防サービス支援計画による対象者の状態改善、維持及び悪化について実態を把握する必要がある。	各地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント効果について、データにより評価する。	【目標】(令和5年度) ○総合事業対象者 南：改善率40%、維持率40%、悪化率20%以下 北：改善率42%、維持率38%、悪化率23%以下 北第二：改善率42%、維持率40%、悪化率16%以下 中央：改善率43%、維持率40%、悪化率17%以下 中央第二：改善率40%、維持率40%、悪化率20%以下 平均：改善率41%、維持率40%、悪化率20%以下 ○予防給付 南：改善率58%、維持率12%、悪化率30%以下 北：改善率65%、維持率10%、悪化率25%以下 北第二：改善率60%、維持率12%、悪化率28%以下 中央：改善率65%、維持率10%、悪化率25%以下 中央第二：改善率60%、維持率12%、悪化率28%以下 平均：改善率62%、維持率11%、悪化率28%以下	なし	(令和5年度) ○総合事業対象者(全包括分) プラン件数：185件 プラン実人数：132人 改善者：72人 悪化者：42人 維持者：17人 (改善率：54.5%、維持率：12.9%、悪化率：31.8%) ○予防給付(全包括分) プラン件数：288件 プラン実人数：203人 改善者：38人 悪化者：60人 維持者：96人 (改善率：18.7%、維持率：47.3%、悪化率：29.6%)	△	・総合事業の改善率については達成し、一方で維持率及び悪化率については数値目標の達成には至らなかった。 ・予防給付については改善率は目標を大きく下回り、維持率が高い数値となった。また、悪化率についても目標値をやや上回り、達成には至らなかった。	全国統一の調査で使用される「地域包括支援センター運営状況調査」及び「保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標」で定められた指標を利用して評価実施方法の適正化を図る。	実施	HPIに公開済み
和光市	①自立支援・介護予防・重度化防止	新規認定の発生予防	【現状の推計(令和元年度)】 令和3年度：434人 令和4年度：451人 令和5年度：469人	各種保健事業と連携した介護予防事業により、新規認定の発生予防を推進する。	【目標】 令和3年度：430人 令和4年度：440人 令和5年度：450人	なし	令和3年度：549人 令和4年度：600人 令和5年度：671人 ※各年度において総合事業の実施及び保健事業と介護予防の一体的な実施にとりくんだ	○	各種事業の取組みは実施できたが、コロナウイルス感染症拡大防止のための長期に渡る自粛生活により、身体機能の低下や認知機能低下をきたす市民が急増加したため、目標値は達成することができなかった	一般介護予防事業を含む総合事業の受講実人数の増加、市民主体の通いの場の強化と参加者の増加により、認定者の発生防止の取り組み強化が必要。	実施	HPIに公開済み
和光市	①自立支援・介護予防・重度化防止	認定者の要介護状態の改善・維持	【現状(令和元年度)】 要支援1の改善率：40.7% 要支援2の改善率：25.0% 要介護(1～5)の維持・改善率：63.9%	自立支援型ケアマネジメント(要支援者は介護予防ケアマネジメント)による介護予防・重度化防止を推進する。	【目標】 ○令和3年度 要支援1の改善率：41% 要支援2の改善率：26% 要介護(1～5)の維持・改善率：65% ○令和4年度 要支援1の改善率：42% 要支援2の改善率：27% 要介護(1～5)の維持・改善率：66% ○令和5年度 要支援1の改善率：43% 要支援2の改善率：28% 要介護(1～5)の維持・改善率：67%	なし	(令和5年度) 要支援1の維持・改善率：61.50% 要支援2の維持・改善率：72.77% 要介護(1～5)の維持・改善率：70.12%	○	支援1、支援2、介護1～5いずれも改善率(改善・維持率)について、目標を達成することができた。	改善・維持に繋がったベストプラクティスの抽出等を行う。	実施	HPIに公開済み

保険者名	貴自治体において第8期介護保険事業計画に記載している内容						令和5年度(年度末実績)				公表の状況	
	項目名	細目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第8期計画における「取組」	「目標」(事業内容、指標等)	中間見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策	実施状況	公表の方法
和光市	②給付適正化	要介護認定の適正化	生活習慣病等の発症、重症化によって初めて介護認定を受ける新規認定者及び要介護状態になって一定期間が過ぎた認定者は、実態が全体として把握できていない。	要介護認定の適正性及び公平性を確保するため、認定調査の結果に対して職員による点検を行う。	①新規の要介護認定及び指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び変更申請に係る認定調査の結果について、職員による点検を実施。 ②市職員等による認定調査実施件数は、計画期間内の年度ごとに1,300件実施。	なし	(令和5年度) ①2,423件 ②1,637件	○	①について、審査会の前については、職員による一次判定の確認を、審査会の後については、二判定結果の検証を実施しているため、○とした。 ②については、数値目標を達成できたため、○とした。	①現状も実施しているが、当該検証を実施したものからの課題抽出や関係部署等へのフィードバック等について注力していきたい。 ②調査員の能力の平準化を図っていきたい。	実施	HPIに公開済み
和光市	②給付適正化	ケアプランの点検	個別のケアプランが、利用者の自立支援に資する適切なものとなっているか等に着目する必要がある。	コミュニティケア会議におけるケアプランの確認、プランの内容に関する指導及び助言を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上の一環としてケアプラン作成技術の普及を図る。	①適切なケアマネジメントを推進するため、コミュニティケア会議を計画期間内の年度ごとに60回実施。 ②ケアマネジメント技術の向上とケアプラン作成手法を普及するための研修会を計画期間内の年度ごとに2回以上実施	なし	①令和4年度37回、令和5年度39回、令和6年度39回(予定) 上記の他に、保険者による書類審査を定例的に実施(12回程度/年) ②令和4年度2回、令和5年度3回、令和6年度2回(予定) 各年度で介護予防講習会を開催、令和5年度は朝霞地区4市合同CM研修会とセンター長主催の勉強会を実施、令和6年度は包括センター長主催の勉強会を実施予定。	◎	①書類審査を併用することにより、確認の必要なプランを全件精査を行い必要な回数は達成できた。 ②令和4年度以降、定例的な実施により技術向上を図ることができた。	①確認すべきプランの種類について、市内の状況を鑑み引き続き検討していく。 ②人材の入れ替わりもや新人の参入も多いため、基礎技術の習得機会として継続の必要性がある。	実施	HPIに公開済み
和光市	②給付適正化	住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具貸与について、在宅における自立した生活を効果的に支援する必要がある。	利用者の身体及び生活の状況に応じた適切な利用を推進する。	住宅改修及び福祉用具貸与の申請に対して、審査前にケアプランに基づく事前確認及び施工後の確認を行い、自立支援に資するサービス提供を実現する。	なし	住宅改修について、審査前にケアプランに基づく事前確認及び施工後の確認を行った。 また、福祉用具貸与(軽度者)について、介護支援専門員等から書類の提出を求め、疑義があれば内容を聴取し、適正な給付に努めた。	○	書類の確認は行ったが現地調査は実施しなかった。	必要に応じて現地調査及び訪問調査を実施し、適切な利用の推進に努める。	実施	HPIに公開済み
和光市	②給付適正化	縦覧点検・医療情報との突合	不適切な給付を発見し、適正なサービス提供促す。	サービス供給体制及び介護報酬請求の適正化を推進するため、介護と医療情報との突合確認を行うとともに、給付実績の情報を利用して、不適切な給付を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導・育成を図る。	国保連合会介護給付適正化システムを活用した過誤申立により、計画期間の各年度において50件以上の不適切な給付を発見し、300,000円以上の適正化効果額を出す。	なし	令和5年度において、72件不適切な給付を発見し、適正化効果額を1,925,140円とすることができた。	◎	国保連合会介護給付適正化システムを活用し、数値目標以上の過誤申立を行った。	システムから取り込んだ情報を、機械的に過誤申立を行っているため、不適切な事案を統計し、集団指導などで事業者に対して指導することでの発生防止にも努めたい。	実施	HPIに公開済み
和光市	②給付適正化	介護給付費通知	サービス利用者が適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認する必要がある。	保険者から受給者本人や家族に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、介護給付費通知を発行する。	介護給付費通知を、計画期間の各年度において2回を実施することで、受給者本人及び家族に対して、適正な介護給付がされていることの確認及び理解を促す。	なし	介護給付費通知を、計画期間の令和5年度において9月と3月に2回合計3,426名へ送付することができた。	◎	通知を送付することによって、受給者本人及び家族に適正給付の確認を促すことができた。	介護度や本人の状態に合わせた介護給付の適正な給付を目指し、受給者本人及び家族が、介護給付の内容を定期的に把握できるようにする。	実施	HPIに公開済み
和光市	②給付適正化	給付実績の活用による適正化	要介護・要支援認定を受けている者について、対象者の状況に合った適正な介護給付が提供されているかを確認する必要がある。	要介護認定の新規及び更新申請対象者について、職員による給付実績の確認を行う。	要介護認定の新規及び更新申請対象者すべてに対し給付実績の確認を職員で行い、給付の適正化を目指す。必要に応じて居宅介護支援事業所のプラン作成者等へケアプラン等の確認を行う。	なし	(令和5年度) 職員による給付実績の確認を行った介護認定の新規及び更新申請対象者 2,423件	△	介護認定の新規及び更新申請対象者について、職員による給付実績を確認し、内容の精査が必要と判断されたものについては、居宅介護支援事業所のプラン作成者や、地域包括支援センターへ確認を行ったり、ケア会議等で見直し等を行うなどした。 一方、国保連合会が提供する介護給付適正化システムを活用した適正化への取組は十分に行えなかった。	国保連合会が提供する介護給付適正化システムを十分に活用し、さらに効果的な適正化を図ることが課題となっている。そのために、職員の業務分担や事務方法の見直し、業務の効率化などに取組み、適正化を十分に実施できる環境を整える必要がある。	実施	HPIに公開済み